

神奈川の教員の働き方改革に関する  
当面の方策について

平成30年3月  
神奈川県教育委員会

## 目 次

---

---

1	これまでの経緯と趣旨 .....	1
2	平成30年度における当面の方策 .....	2
	(1) 県立学校に対する主な取組 .....	2
	(2) 市町村立学校に対する主な支援策 .....	4
3	今後の総合的・抜本的な対策について .....	5
	(1) 検討に当たり考慮すべき事項 .....	5
	(2) 今後の推進体制について .....	5

## 1 これまでの経緯と趣旨

---

学校現場では、社会環境の変化に伴い、いじめ、不登校や子どもの貧困問題、グローバル教育などの新しい教育への対応など、学校における課題が複雑化・困難化しており、教員の精神的・身体的負担も大きくなっている。

神奈川県教育委員会では、平成24年度から県立学校教員の勤務実態を改善するための取組について基本方針を毎年度策定し、様々な取組を行ってきたところである。また、市町村立学校についても、市町村教育委員会に県立学校における取組を情報提供するなど、連携して取組を行ってきた。

しかし、部活動指導や私費会計処理、生徒対応や教材研究などによって、教員が長時間にわたって業務に従事しなければならない状態が続いている。

このため、平成29年度には、これまでの取組を踏まえて「教員の働き方改革に向けた取組の基本方針」を策定し、教員の働き方について、業務効率化を進めるとともに、教員以外でも担うことができる業務に対しては外部人材の活用を行うなど、教員の負担軽減に向けた様々な取組を進めている。

また、教員の働き方改革を進めるためには、現状の勤務時間の実態把握が必要であることから、県立学校に対して、平成29年9月から10月にかけて、県立学校勤務実態調査を実施し、その結果をもとに「県立学校教員の働き方改革にかかる懇話会」(座長：横浜国立大学教職大学院教授 野中陽一氏)を設置し、現場の教員からのヒアリングを含め懇話会の意見を聴取した。

また、教員の多忙化の一つの要因である部活動指導については、県高等学校体育連盟、県高等学校文化連盟等から意見を聴取するとともに、その対策について協議してきた。

あわせて、市町村立学校に対しても同様に、同年11月から12月にかけて、市町村立学校勤務実態調査を実施したところである。

一方、国においては、平成29年6月22日に文部科学大臣が中央教育審議会に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を諮問し、中央教育審議会から同年12月22日に「中間まとめ」が提出された。これを受けて、同月26日には、文部科学大臣が勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置などの5項目を「学校における働き方改革に関する緊急対策」として決定した。

こうした県立学校勤務実態調査の結果を踏まえた懇話会の意見や市町村立学校勤務実態調査の結果、さらに国の動向等を踏まえ、教員の働き方改革を通じて、教員が子どもたちに向きあえる環境を整えていくために、「できることから、速やかに」の考えの下、平成30年度における取組や今後の教員の働き方改革に関する取組体制等に関して当面の方策のとりまとめを行うものである。

## 2 平成30年度における当面の方策

平成30年度においては、県立学校及び市町村立学校に対して、以下の取組及び支援策を実施する。

### (1) 県立学校に対する主な取組

#### ア 様々な教育課題に対する組織的な取組の推進

##### (ア) 教員以外の専門スタッフの活用

教員の負担軽減のため、ハイスクール人材バンクによるサポートティーチャー、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを増員し、外部の専門人材を活用する。

<b>ハイスクール人材バンクの活用</b>
退職教員や地域人材などの多様な教育力を活用 (サポートティーチャー：県立高校47校⇒50校)
<b>スクールカウンセラーの活用</b>
県立高校におけるスクールカウンセラーを増員 (中等教育学校2校、県立高校拠点校61校⇒73校)
<b>スクールソーシャルワーカーの活用</b>
県立高校におけるスクールソーシャルワーカーを増員 (25人⇒30人)

##### (イ) 業務アシスタントの配置拡大

平成29年度に県立学校15校にパイロット的に配置した業務アシスタントを県立学校全校(172校)に拡大し、教員以外でも担うことができる業務に関する負担を軽減する。

<b>業務アシスタントの全校配置</b>
「業務アシスタント」を県立学校全校(172校)に配置し、教員が子どもたち一人ひとりと向きあう時間などを確保するとともに、教員の勤務時間を縮減

#### イ 学校が行う業務の精選等による負担軽減

##### (ア) 学校が行う業務の精選

県教育委員会においては、教員の負担軽減のため、学校に依頼する調査や照会、学校で行う行事、教員が出席・受講しなければならない会議や研修について、その必要性を十分勘案し、代替方法の検討や業務の統廃合、出席者等の精選、開催時期や時間への配慮などの見直しを行う。

<b>県教育委員会が行う調査の削減等</b>
県教育委員会が行う調査等に関して、平成29年度実績より2割削減を目標に、真に必要なものに厳選するとともに、依頼方法や内容について見直しを行い、学校現場の負担を軽減

## 神奈川の教員の働き方改革に関する当面の方策について(平成 30 年 3 月)

各県立学校においては、業務の緊急性、重要性、期限等に応じ、計画的な校務の遂行に努める。特に会議の開催に当たり、その必要性を十分検討するとともに、終了予定時刻の設定、資料の厳選及び事前配付など、短時間で終了するように工夫し、効率的な運用に努める。

### (イ) 部活動指導の教員関与のあり方について

生徒のバランスのとれた生活と成長を促すとともに教員の負担を軽減するために、適切な休養日等の設定と、平成29年3月の学校教育法施行規則の改正により顧問を務めることができる「部活動指導員」の配置等を新たに行う。

#### a 部活動休養日の設定

県立高校の全ての部活動で、部の目標や運営方針を踏まえ、1年を通じて週平均2日以上休養日を盛り込んだ「年間指導計画」を策定し、実施する。

県立高校全校での部活動休養日の設定
年間52週と考え、平日及び週休日各52日以上に相当する休養日を設定。その際、ひと月のうち、平日及び週休日に必ず休養日を設定

#### b 部活動指導員の導入

学校教育法施行規則の改正により、教員以外の者が「部活動指導員」として、大会、コンクール等の引率などの顧問の業務を担うことが可能となったことから、こうした外部人材を活用する。

部活動指導員の配置
部活動の顧問として指導等を行う職「部活動指導員」を創設し、県立高校10校にパイロット配置

### ウ ICTの活用による校務処理の一層の迅速化、効率化の促進

様々な校務について、これまで以上に迅速かつ効率的に処理し、校務にかかる教員の負担を軽減するために、一人1台パソコンの導入等の情報基盤を整備する。

校務パソコンの整備
これまで段階的に整備してきた校務処理用パソコンについて、教員一人につき1台の配備を実現
学校ホームページの改善
コンテンツマネジメントシステム(CMS)の導入により、ホームページ更新作業を簡易化

## (2) 市町村立学校に対する主な支援策

市町村立学校教員の働き方改革について、県教育委員会と市町村教育委員会が一層連携して取り組んでいくため、平成30年度は、次のような支援策を実施する。

### ア 学校経営アドバイザーの派遣

学校の業務改善をアドバイスする学校経営アドバイザーを小・中学校のいずれか計5校のモデル校へ派遣する。

#### 市町村立学校の勤務実態の改善促進

学校経営アドバイザーを派遣  
(小・中学校のいずれか計5校)

### イ 部活動休養日の設定の促進

市町村立学校については、国が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に則った県教育委員会の方針を示し、部活動休養日等の設定が行われるよう、市町村教育委員会等と連携して取り組んでいく。

### ウ 部活動指導員の配置支援

ガイドラインに則った県教育委員会の方針に準じて、部活動の適切な運営のための整備を進めている政令市を除く市町村教育委員会に対して、部活動指導員の配置について支援する。

#### 部活動指導員の配置支援(中学校対象)

政令市を除く市町村教育委員会に対して、部活動指導員の配置に係る経費の一部を支援

### エ 教員以外の専門スタッフの活用

教員の負担軽減のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、外部の専門人材を活用する。

#### スクールカウンセラーの活用

政令市を除く市町村立中学校全校(175校)にスクールカウンセラーを配置

#### スクールソーシャルワーカーの活用

政令市及び中核市を除く市町村立小・中学校におけるスクールソーシャルワーカーを増員  
(36人⇒42人)

### 3 今後の総合的・抜本的な対策について

---

#### (1) 検討に当たり考慮すべき事項

今後の教員の働き方改革に関する総合的・抜本的な対策を進めていくに当たり、以下の事項を考慮する必要がある。

##### ア 国の動向

平成29年6月に文部科学大臣から中央教育審議会に諮問された「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」に関して、同年12月22日に中間まとめがなされた。それを受けた文部科学大臣は、同月26日には「勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置」など5項目を「学校における働き方改革に関する緊急対策」として決定した。

現在、中央教育審議会において、時間外勤務の抑制等について議論が続けられており、今後も引き続き国の動向を注視し、かつ、それを踏まえた対策を実施する必要がある。

##### イ 市町村教育委員会との連携

市町村立学校教員に関して、今後の総合的・抜本的な対策の検討を行うに当たり、学校の設置者であり、かつ、教員の服務監督権限を有する市町村教育委員会と連携して検討していく必要がある。

##### ウ 生徒・保護者の視点

教員の働き方改革が目指すべきものは、教員の負担軽減を通じて、教育の質を向上させることであるから、生徒及びその保護者の視点が対策に反映される必要がある。

##### エ 現場の教員の意見

教員の働き方改革を検討するに当たり、当事者である現場の教員の意見を踏まえる必要がある。

##### オ 教員の意識改革

教員の働き方改革を進めるに当たり、管理職も含めた教員一人ひとりが勤務時間を意識した働き方を行うべく、教員の意識を改革する必要がある。

#### (2) 今後の推進体制について

##### ア 教員の働き方改革に関する検討協議会(仮称)の設置

学識者、市町村教育委員会、学校長、PTA、職員団体等から構成される協議会を設置し、県立学校教員及び県所管の市町村立学校教員の働き方改革に関する総合的・抜本的な対策の検討を行う。